平成２２年（フ）第３１３号
埼玉県本庄市東台４丁目３番５号　東台市営住宅１号棟405号
債務者　三浦　雅子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３１５号
埼玉県東松山市新宿町13番地２　ポラリスタウン・ヤジマ10号
債務者　鈴木　秋彦
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３１６号
埼玉県比企郡嵐山町むさし台３丁目３番地７
債務者　勝木　弘子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５００号
神奈川県厚木市上依知1393番地１　トラッド大森201、前住所神奈川県厚木市山際963番地３
債務者　伊藤　純子（旧姓志藤）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６７号
新潟県加茂市青海町２丁目４番２号
債務者　津野　隆司
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第２７８号
愛知県稲沢市井之口大坪町38番地
債務者　林　　文子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３１６号
愛知県一宮市花池３丁目23番30号　Mハウス２号
債務者　田中　沙織
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３２１号
愛知県一宮市千秋町加納馬場2033番地１　平松マンションⅡ・３－Ｃ
債務者　下元　雅哉
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３３６号
愛知県稲沢市稲島町洲原東4639番地３　サンマンションアトレ国府宮315
債務者　小谷野秀子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第７２号
三重県多気郡明和町大字明星2541番地166
債務者　田中美知子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第３１２号
兵庫県姫路市広畑区蒲田５丁目85番地　メゾン大半田303、従前の住所兵庫県姫路市青山北３丁目31番20　207号　プレステージ姫路青山
債務者　吉田　和彦
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５３３号
香川県高松市屋島西町2476番地13　リバーサイドヤシマ101号室、住民票上の住所香川県高松市松福町２丁目13番７号　ラ・パルフェ・ド・コゼット107号室
債務者　立岩　和樹
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２８８号
香川県高松市北浜町11番13号加藤アパート１階
債務者　中山　良一
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２４号
長崎県五島市上大津町304番地１　片山アパートＢ棟
債務者　吉谷　　巌
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２２年（フ）第８２２号
仙台市太白区八木山本町２丁目12番地の18、従前の住所仙台市太白区西多賀２丁目６番67号
債務者　毛呂　洋美（旧姓支倉）
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８８９号
仙台市泉区本田町13番62号
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９５５号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目11番地　市営住宅５Ａ11棟１号
債務者　佐藤　　勉
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係